

個人住宅用火災警報器の助成申請受付中！



既存住宅には平成23年6月までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。そこで、住宅用火災警報器の設置を促進するため、助成金が4月1日から交付されることになりました。

この助成金を利用され、安全安心の町づくりを進めましょう。

対象は

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 次のいずれかに該当する方が所有し、居住している**既存住宅用**であること。
 - ア) 世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯または単身世帯
 - イ) 生活保護者世帯
 - ウ) 障がい者手帳または療育手帳を有する方がいる世帯
 - エ) 母子家庭世帯

対象機種と助成額は



助成対象機種	助成額
町内の販売店から購入した住宅用火災警報器 1個分（日本消防検定協会の鑑定がある物）	購入価格の2分の1以内。 （限度額3,000円） 1世帯に1回

手続きは

購入後「喜茂別町住宅用防災警報器購入費助成金交付申請書兼請求書」で申請してください。

申請書は、役場総務課地域安全係にありますので、印鑑、領収書（レシートは受付できません。）、振込先の口座番号を控えてきてください。

領収書には、商品名・販売店名・印・購入年月日を明記してもらってください。

申請は、平成23年3月末まで受け付けます。

詳しくは

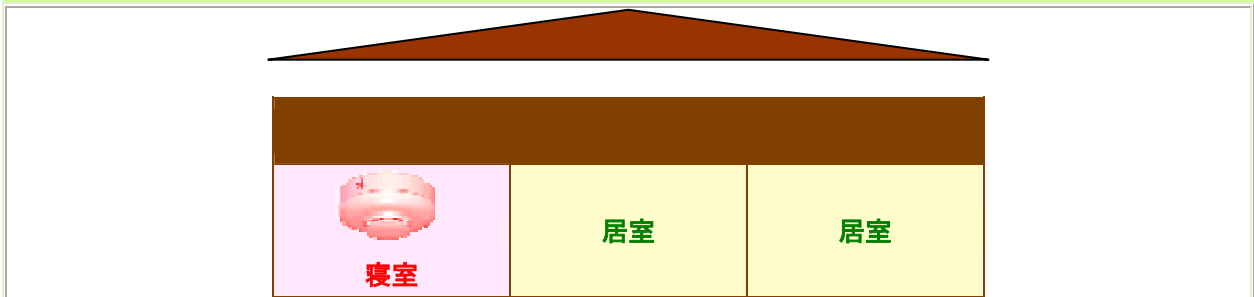
役場総務課地域安全係（電話 33-2211）までお問い合わせください。

設置する場所 について

設置場所	概要(寝室のある階を基準に考えを進めます。)
A 寝室	普段就寝に使用している部屋が該当し、来客時のみ就寝に使用するような部屋は除きます。
B 階段 (踊り場)	ア 就寝に使用する部屋がある階の階段に設置します。 イ 3階以上の建物等は就寝に使用する部屋がある階から2つ下の階に直上階から通じる階段の下端に設置。ただし、当該階段の上端に住宅用火災警報器がある場合を除く。 ウ 3階以上の建物等は就寝に使用する部屋が避難階のみにある場合、居室がある最上階の直下階に通じる階段の上端に設置。
C 廊下	1つの階に7平方メートル(4畳半)以上の居室が5 つ以上ある階に設置します。

例1 平屋建ての場合

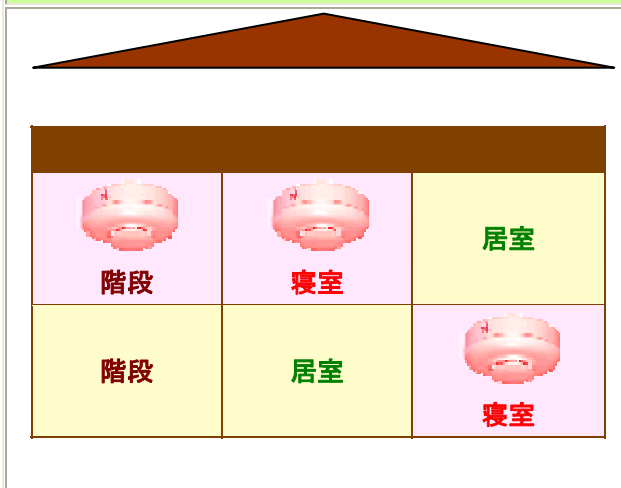
※ 寝室が複数(子供部屋等)ある場合は各寝室に設置します。



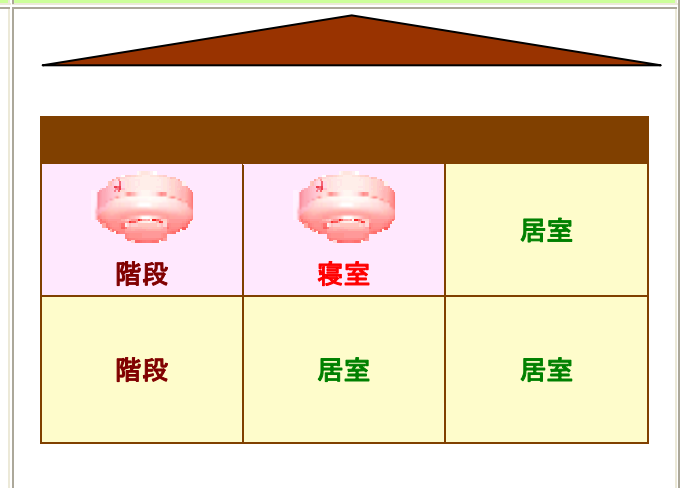
例2 2階建て住宅の場合

●寝室が1階と2階にある場合

※ B-アのただし書きにより1階の階段は免除。



●寝室が2階のみの場合



※設置場所について詳しくは、

羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署 (電話 3 3 - 2 1 4 1)

又は役場総務課地域安全係 (電話 3 3 - 2 2 1 1) までお問い合わせください。

様式 1

喜茂別町住宅用防災警報器購入費助成金交付申請書兼請求書

平成 年 月 日

喜茂別町長 様

住宅用防災警報器購入費助成金の交付を受けたいので、領収書を添えて申請します。
なお、助成事由の該当について調査を同意します。

申請金額	円
------	---

申請者	住所	喜茂別町字		
	フリガナ			
	氏名	Ⓜ		
	電話番号	—		
	助成事由	<input type="checkbox"/> 世帯主が65歳以上の夫婦世帯・単身世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護者 <input type="checkbox"/> 障がい者がいる世帯 <input type="checkbox"/> 母子家庭		
購入額	円 (限度額 3,000 円 裏面に領収書添付)			
購入販売店				
振込先口座	金融機関名	北海信用金庫 喜茂別支店 _____ 銀行・信金・農協 _____ 支店		
	口座種類	普通・当座	口座番号
	フリガナ			
	口座名義人			

受付年月日	平成 年 月 日	確認書類	住民票・障害者手帳・療育手帳・一人親家庭の受給者証・その他 ()
-------	----------	------	-----------------------------------